

4月21日（日）は 鶴居村長選挙の投票日です



4月16日（火）に告示され、4月21日（日）に投開票が行われます

◇ 入場券を忘れずに

あらかじめ有権者お一人に1枚郵送している「投票所入場券」を忘れずにお持ちください。紛失された場合は、投票所の受付で申出ください。

「投票所入場券」に、あなたが投票できる投票所名が記載されておりますので、事前にご確認ください。

◇ 投票と開票

投票時間は、各投票所により異なります。「投票所入場券」又は下記をご確認ください。
開票は、即日行われます。なお、開票速報は村のホームページで公表します。

投票区	投票所の施設名	開閉時間
第1投票区	鶴居村総合センター	午前7時～午後8時
第2投票区	下幌呂コミュニティセンター	午前7時～午後7時
第3投票区	鶴居村幌呂農村環境改善センター	午前7時～午後7時
第4投票区	上幌呂コミュニティセンター	午前7時～午後5時
第5投票区	茂雪裡コミュニティセンター	午前7時～午後5時
第6投票区	支雪裡コミュニティセンター	午前7時～午後5時
第7投票区	下久著呂コミュニティセンター	午前7時～午後5時

※令和5年4月執行の統一地方選挙より下雪裡地区（旧第2投票区）は第1投票区へ統合しています。下雪裡地区にお住まいの方はご注意ください。

◇ 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行等の理由で投票所に行けない方は、期日前投票を行うことができます。
投票所入場券をご持参ください。

◆ 期日前投票ができる期間・時間 ◆

4月17日（水）～4月20日（土）

午前8時30分～午後8時

投票所：鶴居村総合センター 第一研修室

※村内のいずれの投票区にお住まいの方でもこちらで投票できます。

◇ 不在者投票（村外や病院等にて投票する場合）

仕事や旅行などで選挙期間中に鶴居村外に滞在される方、指定病院等に入院等されている方などは、不在者投票制度を活用できる場合があります。

① 仕事や旅行先での不在者投票

滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

選挙管理委員会へ請求書・宣誓書を提出すると、滞在地のご本人あてに投票用紙を送付します。

なお、郵送期間に日数を必要としますので、お早めに手続きをお願いします。

請求用紙は、村ホームページよりダウンロードができます。

また、ご連絡いただければ滞在先の住所などに送付します。

送付された投票用紙等を持参し、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票してください。

② 病院等での不在者投票

病院等へ入院、入所している方でその施設が不在者投票指定施設（村内は、つるい養生邑病院及び介護老人保健施設えんれい荘）であればその施設で不在者投票をすることができます。

手続きについては各施設でご確認ください。

③ 郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方（一定の要件有）や要介護5の認定を受けている方は、申請により「郵便による不在者投票」をすることができます。

希望される場合は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、鶴居村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※不在者投票された投票用紙は、4月21日の鶴居村の投票所を閉じる時刻までに届かなければ無効となります。

手続は、告示前でも可能ですので、お早めに手続きをお願いします。

詳しくは、鶴居村選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◇ 投票できる方

① 年齢要件

平成18年4月22日以前に生まれた方

（ただし、満18歳に達するまで期日前投票はできません）

② 住所要件

令和6年1月15日以前に住民登録し、引き続き3カ月以上住んでいる方

★立候補手続等説明会…3月21日（木）午後2時～ 役場2階会議室にて開催

お問合せ先：鶴居村選挙管理委員会事務局（総務課内）

☎64-2111